

# 訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

### (1) 事業者の名称等

訪問看護ステーション アンカー

〒283-0062 千葉県東金市家徳 38 番地 1 電話 0475-78-3630

携帯 080-4202-2529

### (2) 事業者の職員体制

|         | 職種  | 常勤  | 非常勤 | 計   |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 管理者     | 看護師 | 1 名 | 0 名 | 1 名 |
| サービス提供者 | 看護師 | 4 名 | 0 名 | 4 名 |

### (3) サービス提供区域

山武郡市、長生郡市、八街市 ※左記以外に居住の方は要相談

### (4) 業務時間

月～土曜日:午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

※土曜日は午前のみ

### (5) 休日

日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

### (6) サービス内容

事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいた日程により、訪問看護サービスを提供します

### (7) サービス提供記録等

- 1) 事業者は指定居宅サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 2 年間保管します。
- 2) 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所内において事前に申し出の上、当該利用者様に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧することもできます。

### (8) サービス提供責任者等

- 1) サービス責任者は次の通りです。
- 2) サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。  
管理者名:鳥居康一 連絡先(電話):0475-78-3630 (携帯):080-4202-2529
- 3) サービスを提供する担当の看護師等は、次の通りです、尚、事業者の都合により看護師等を変更する場合はサービス提供責任者から事前に連絡します。

担当看護師等の氏名

## 1. 利用者様負担金

(1) 提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、以下の通りです。

- ・1ヶ月毎の計算では1円未満の端数で一致しない場合があります。
- ・1ヶ月分の合計金額に2.1%(地域加算 7級地 10.21円)を乗じた金額が自己負担額となります。
- ・下記の負担額はあくまで目安となります。

### 【基本料金】

|                   | 基本単位<br>※②、③<br>(介護予防) | 利用者負担              |                    |                    |
|-------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                   |                        | 1割負担               | 2割負担               | 3割負担               |
| 20分未満<br>※①       | 314単位<br>(303単位)       | 314円<br>(303円)     | 628円<br>(606円)     | 942円<br>(909円)     |
| 30分未満             | 471単位<br>(451単位)       | 471円<br>(451円)     | 942円<br>(902円)     | 1,413円<br>(1,353円) |
| 30分以上1時間未満        | 823単位<br>(794単位)       | 823円<br>(794円)     | 1,646円<br>(1,588円) | 2,469円<br>(2,382円) |
| 1時間以上<br>1時間30分未満 | 1,128単位<br>(1,090単位)   | 1,128円<br>(1,090円) | 2,256円<br>(2,180円) | 3,384円<br>(3,270円) |

※①24時間訪問看護を行える体制で1週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師の訪問を行った場合に算定します。

※②准看護師の場合は上記の基本単位数×90/100

※③同一敷地内建物等の利用者、及びそれ以外の範囲の同一建物の20人以上利用者への訪問看護は所定の90/100です。

### 【その他の加算】

| 加算項目                            | 単位数           | 利用者負担 |         |         |
|---------------------------------|---------------|-------|---------|---------|
|                                 |               | 1割    | 2割      | 3割      |
| 特別管理加算(Ⅰ)<br>医療器具等の難易度が高い方      | 月1回<br>+500単位 | +500円 | +1,000円 | +1,500円 |
| 特別管理加算(Ⅱ)<br>医療器具等の装着している方      | 月1回<br>+250単位 | +250円 | +500円   | +750円   |
| 初回加算(Ⅰ)<br>退院又は退所した日に実施         | 月1回<br>+350単位 | +350円 | +700円   | +1,050円 |
| 初回加算(Ⅱ)<br>新規利用者又は2ヶ月間訪問がなかった場合 | 月1回<br>+300単位 | +300円 | +600円   | +900円   |

|                                                        |                   |        |          |          |
|--------------------------------------------------------|-------------------|--------|----------|----------|
| 退院時共同指導加算                                              | 1 回につき<br>+600 単位 | +600 円 | +1,200 円 | +1,800 円 |
| 複数名訪問加算(Ⅰ)(所要時間が 30 分未満)                               | 1 回につき<br>+254 単位 | +254 円 | +508 円   | +762 円   |
| 複数名訪問加算(Ⅰ)(所要時間が 30 分以上)                               | 1 回につき<br>+402 単位 | +402 円 | +804 円   | +1,206 円 |
| 複数名訪問加算(Ⅱ)(所要時間が 30 分未満)                               | 1 回につき<br>+201 単位 | +201 円 | +402 円   | +603 円   |
| 複数名訪問加算(Ⅱ)(所要時間が 30 分以上)                               | 1 回につき<br>+317 単位 | +317 円 | +614 円   | +951 円   |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)                                        | 1 回につき<br>+6 単位   | +6 円   | +12 円    | +18 円    |
| 長時間訪問看護加算<br>特別管理加算を算定している方<br>※所要時間が 1 時間 30 分以上となる場合 | 1 回につき<br>+300 単位 | +300 円 | +600 円   | +900 円   |

#### 料金の支払い方法について

- ・1 ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落としさせていただきます。尚、ご希望により振込・現金支払いを利用することも出来ます。但し、振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。口座引落としに関しては、サービス提供月の翌月 27 日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。
- (2) 利用者の方から頂く利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 正当な理由なくキャンセルされた場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

#### 2. 訪問看護の中止(キャンセル)と予定していた看護職員が訪問出来なかった場合の対応

- ・訪問看護を中止する場合は、実施の 2 時間前迄に連絡して下さい。
- ・予定していた看護師が都合により訪問出来なくなった場合は、速やかに代行の看護師を訪問させます。

#### 3. 社会情勢及び天災について

- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、若しくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

#### 4. 虐待防止について

利用者様の人権擁護・虐待防止の為に、次に挙げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見人制度を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

#### 5. サービス及び事故発生に関する苦情、相談窓口

※当ステーションの訪問看護に関する相談及び苦情を承ります

管理者 鳥居康一

電話:0475-78-3630 携帯:080-4202-2529

千葉県国民健康保険団体連合会

相談連絡先:043-254-7318

東金市高齢介護福祉課介護事業指導室

相談連絡先:0475-50-1165

#### 6. その他

緊急を要する訪問或いは交通事故等により、予定の訪問時間や訪問日時の変更を行うことがありますのでご了承下さい。その場合には、事業者よりご連絡・ご説明させていただきます。  
また予定していた訪問看護師が訪問出来なくなった場合は、代行の看護師が訪問致します。

※サービス契約にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要項目を説明致しました。

(事業者) 所在地 千葉県東金市家徳 38 番地 1

名 称 訪問看護ステーション アンカー

説明者 \_\_\_\_\_

※私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、  
納得致しました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 

代理人 住所

氏名 